

豊田市農業委員会議事録

令和8年3月26日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和8年3月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階 東大会議室3に招集した。

<会議に付した議案>

議案第13号 農地法第3条の規定による許可について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第16号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第19号 地域計画の変更について

議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

<報告事項>

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

1 番	鈴木	喜一郎
2 番	築山	正樹
3 番	中川	豊
4 番	中根	敏明
5 番	深津	峰男
6 番	近藤	和人
7 番	杉浦	俊雄
8 番	石川	文志
9 番	梅村	逸次
10 番	水嶋	広
11 番	水野	省治
12 番	伊藤	喜代司
13 番	梅村	貢司
14 番	中島	匡代
15 番	加知	満
17 番	倉地	雅博
18 番	林	如実

<欠席委員> (2名)

16 番	伊藤	政和
19 番	杉田	雅子

<説明員>

農業委員会事務局

事務局長	山岡	雅史
副主幹	中根	紘子
担当長	杉本	一浩
主 査	佐藤	伸宏
主 査	神谷	一平
主 査	井上	貴道
書 記	長谷川	賢斗

農政企画課

担当長	加藤	和紘
主 査	佐藤	伸宏

(兼)農業委員会事務局

(開会 午後2時00分)

事務局 豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局 本日の欠席委員は、16番伊藤政和委員、19番杉田雅子委員、以上、2名です。半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長 ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。13番梅村貢司委員、14番中島匡代委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

議長 本日の提出議案は、議案第13号から第20号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。それでは、順次議題を上程させていただきます。

議長 令和8年 議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和8年議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

26番 長興寺の件、担当推進委員の日高委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

27番 秋葉町の件、担当推進委員の日高委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

28番 上丘町の件、担当推進委員の酒井委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

29番 西広瀬町の件、担当推進委員の山内委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

30番 九久平町の件、担当推進委員の加藤（正）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

31番 小畑町の件、担当推進委員の松井（秀）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 13 号で上程されました 6 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 13 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。
3 番成合町の件、農地嵩上げ（一時転用）です。農用区域農地です。
判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。
許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。本案件は始末書案件であり、令和 7 年 4 月頃から、農地嵩上げを先行して着手してしまったため、始末書が提出されています。水野委員お願いします。

水野委員 はい、問題ありません。

事務局 ありがとうございます。なお、一般基準については、問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 14 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 14 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認につい

て」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

事務局

38 番汐見町の件、有料老人ホームです。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

鈴木委員お願いします。

鈴木委員

はい、特に問題はありません。

事務局

39 番御立町の件、分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

築山委員お願いします。

築山委員

はい、問題ありません。

事務局

40 番畝部東町の件、資材置場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

中川委員お願いします。

中川委員

はい、問題ありません。

事務局

41 番和会町の件、自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

42 番広美町の件、駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

43 番福受町の件、流通業務施設です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

中根委員お願いします。

中根委員

はい、3件とも問題ありません。

事務局

44 番永覚新町の件、工場です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、

45 番永覚新町の件、工場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農

地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。
深津委員お願いします。

深津委員 2件とも問題ありません。

事務局 46番前林町の件、幼保連携型認定こども園です。第3種農地です。
判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。
杉浦委員お願いします。

杉浦委員 はい、特に異議ありません。

事務局 47番駒場町の件、自己用住宅です。第3種農地です。
判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。本案件は始末書案件であり、昭和12年頃から建物が建っており、令和6年10月頃に建物を壊して更地になっていたものを、今回分家住宅に転用申請をすることで是正するものです。
石川委員お願いします。

石川委員 はい、特に問題ございません。

事務局 48番四郷町の件、分家住宅です。第3種農地です。
判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。梅村逸次委員お願いします。

梅村逸次委員 はい、異議ありません。

事務局 49番保見町の件、分家住宅です。第2種農地です。
判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。続きまして、

50番伊保町の件、駐車場です。第3種農地です。
判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。
水嶋委員お願いします。

水嶋委員 はい、2件とも問題ありません。

事務局 51番石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。
判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落

に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。続きまして、

52 番勘八町の件、資材置場です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。本案件は始末書案件であり、令和 8 年 1 月 15 日から、樹木、草の伐採、整地を先行して着手してしまったため、始末書が提出されています。水野委員お願いします。

水野委員 はい、2 件とも問題ありません。

事務局 53 番小町の件、自己用住宅です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。林委員お願いします。

林委員 はい、問題ありません。

事務局 54 番黒田町の件、資材置場です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本件につきましては担当の杉田委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局 なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 15 号で上程されました 17 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 15 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 16 号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課 令和8年議案第16号「農業振興地域整備計画の変更について」、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。10ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。1番古瀬間町の件、車両置場（自動車修理工場）です。

築山委員お願いします。

築山委員 はい、問題ありません。

農政企画課 2番畝部西町の件、駐車場等（老人ホーム）です。

中川委員お願いします。

中川委員 問題ありません。

農政企画課 3番和会町の件、駐車場（鋼材・パイプ加工施設）です。

続きまして、4番和会町の件、駐車場の進入路です。

続きまして、5番和会町の件、分家住宅です。

中根委員お願いします。

中根委員 はい、3件とも問題ありません。

農政企画課 6番竹元町の件、店舗（美容院）です。

続きまして、7番西田町の件、車両置場（自動車整備施設）です。

続きまして、8番大林町の件、分家住宅です。

近藤委員お願いします。

近藤委員 はい、3件とも問題ありません。

農政企画課 9番堤町の件、分家住宅です。

杉浦委員お願いします。

杉浦委員 はい、特に異議ありません。

農政企画課 10番駒場町の件、分家住宅です。

続きまして、11番花園町の件、分家住宅です。

続きまして、12番吉原町の件、分家住宅です。

石川委員お願いします。

石川委員 はい、3件とも特に異議ありません。

農政企画課 13番篠原町の件、分家住宅です。

続きまして、14番保見町の件、分家住宅です。

水嶋委員お願いします。

水嶋委員 はい、問題ございません。

農政企画課 15番有間町外23筆です。詳細な地番は資料④にてご確認いただきたいと思います。と思いますが、こちらは農業委員会が非農地判断した土地を参考に、農振農用地区域として指定する土地に該当しないと判断したため、農振除外を行うものです。これらの案件は、具体的な転用を伴うものではありません。

が、農業振興地域整備計画の変更内容の一部ですので、報告いたします。

農政企画課 14 ページをご覧ください。

16 番野見町の市道御立野見 1 号線ほか 2 路線歩道設置事業から

18 番大内町の市道旧坂上大内線道路改良事業までは、農振法第 10 条第 4 項該当案件です。これらの案件は、農業振興地域の整備に関する法律農振法第 10 条第 4 項の、公共性が高いと認められる事業に関わる施設に該当するため、報告いたします。以上です。

議長 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

水嶋委員どうぞ。

水嶋委員 14 番保見町の案件について、隣接の一体利用地があると思うが、記載の面積に一体利用地は含まれないものですか。

農政企画課 本件は、既に北側に住宅が建っており、その宅地の一部を利用して一体的に分家住宅を建てるという内容です。

水嶋委員 そうであれば理解できます。

議長 他にご質問やご意見はありませんか。

無いようですので、採決をいたします。

議案第 16 号で上程されました審議案件 18 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 16 号は「意見なし」として答申します。

議長 令和 8 年議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で、令和 8 年 5 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。15-1 ページ、議案第 17 号資料①は、利用権設定の総括表です。15-2 ページから 15-4 ページの議案第 17 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、15-1 ページ、議案第 17 号資料①、利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 8 年 5 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、53 筆 94,613.90 m²の利用権を設定するものです。以上です。

議長

農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 17 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第 17 号は「意見なし」として答申します。

議長

令和 8 年議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 17 号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、こちらは、地域計画区域外の利用権設定となります。

今回、地域計画の区域外で、利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回ご審議いただくのは、地域計画外で令和 8 年 5 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。16-1 ページ、議案第 18 号資料①は、利用権設定の総括表です。16-2 ページ、議案第 18 号資料②は 1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、16-1 ページ議案第 18 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが、貸借終期です。貸借始期は、いずれも令和 8 年 5 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、15 筆、11,244.00 m²の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し、意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 18 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 18 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 19 号「地域計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 19 号「地域計画の変更について」、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、下記計画について農業委員会の意見を求めます。資料としまして、事前に変更が必要となった市内 13 地区の計画本文と目標地図を合わせた地域計画変更案のデータを情報提供しています。これらは、令和 8 年 1 月 20 日に地域計画の変更が公告された以降に農振除外や農地転用に伴う区域の除外、及び利用権設定・解除等による農業を担う者が変更された内容を変更したものです。

今回は、計画本文と目標地図を合わせた地域計画の変更案が、将来の地域農業に支障がないかといった視点での意見聴取を行うものです。

なお、今後のスケジュールですが、全ての関係機関への意見聴取が終わった後に地域計画変更案の公告を行い、2 週間の縦覧に供します。その後、変更した地域計画を定めた公告を行う予定です。以上です。

議長 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 19 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 19 号は「意見なし」として答申します。

議長 令和 8 年議案第 20 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 20 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」、ご説明します。国のガイドラインに基づき策定した「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）」です。こちらは 2 月の地区農業委員会でご説明し、意見聴取をさせていただいたものと同じ内容です。

18- 1 ページをご覧ください。

このページは、豊田市の現状を記載しています。ご説明は省略します。

18-2 ページをご覧ください。これ以降が最適化活動の目標です。

（１）農地の集積 ②目標をご覧ください。

目標年度は、豊田市が令和５年９月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、いわゆる「市の基本構想」で規定している農用地の集積率の目標年度と同じ、令和１４年度としています。

市基本構想における最終目標集積率は、平坦部 70%、中山間地 10%とされていますが、基本構想の集積率の分母である農振農用地の面積を、国の指定する耕地面積ベースに換算して算出しているため、平坦部 88.9%、中山間地 12.7%となっています。

今年度の新規集積面積については、平坦部 476ha、中山間地 67ha としています。

この数値は、非常にハードルの高いものですが、令和１４年度の最終目標集積率（平坦部 88.9%、中山間地 12.7%）を達成するために、令和５年度に設定した、年度別・地区別の集積率を基に機械的に算定した数値となります。

なお、２月の地区農業委員会でご説明させていただいた際、３月上旬に国が最新の耕地面積を公表するため、分母を修正する旨をお伝えしましたが、まだ最新の耕地面積が示されておりませんので、数字は２月地区農業委員会の時点のままです。間もなく公表されると聞いていますので、恐れ入りますが、目標設定の公表時に、耕地面積及び関連する数字が本日の資料から若干変更となることをご了承いただきました上で、承認くださいますようお願いします。

次に、（２）遊休農地の解消をご覧ください。

②目標 a 緑区分の遊休農地の解消をご覧ください。

表の下段、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」は、2.7ha としています。この数字は、令和３年度末に、各推進委員が、担当区域内の緑判定農地のうち、令和８年度までの５年間で解消可能と判断した農地の合計面積 11ha を解消目標としたものです。

令和４～７年度までの最適化活動の結果、11ha のうち、解消されずに残っている農地が 2.7ha あり、令和８年度が５年間の最終年度であることから、そのまま残りの 2.7ha としています。

「b 黄区分の遊休農地の解消」は、記載のとおりです。

「イ 新規発生遊休農地の解消」については、令和７年度の農地利用状況調査の結果、新規に緑判定となった農地の合計面積 107.6ha としています。

13 ページ（３）新規参入の促進 ②目標をご覧ください。

表の上の段、「権利移動面積」は、表下の※１に記載のとおり、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間の、農地法第 3 条第 1 項に基づく許可及び基盤法第 19 条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積の数値及び平均値を入れており、表下※２に記載のとおり過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上を記入することと指定されているため、200.3ha の 1 割で 20.03ha としています。

次に、２ 最適化活動の活動目標の（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標をご覧ください。

一人当たりの活動日数については、改正最適化交付金事業要綱に基づき、10 日／月としています。最適化活動を行う農業委員の人数は、令和 7 年度に引続き 3 人としています。推進委員の人数は全員の 45 人としています。次に、（２）活動強化月間の設定目標をご覧ください。

活動強化月間の設定回数は、ガイドラインで 3 回以上と規定しているため、令和 7 年度同様、3 回としています。

取組時期及び取組内容についても、令和 7 年度同様としています。具体的な内容は記載のとおりです。

最後に、（３）新規参入相談会への参加目標をご覧ください。

新規参入相談会への参加回数は、新ガイドラインで 1 回以上と規定しているため、令和 7 年度同様に 1 回としています。

開催時期及び相談会名については、記載のとおりです。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 20 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 20 号は「承認決定」されました。

議長 報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 19 ページ、19-1 及び 19-2 ページをご覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、です。

記載の農地について、農地所有者からの「非農地確認願」に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該

当しないと判断したことを報告いたします。

続いて、議案書 20 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について」、7 番永寛新町の案件から、21 ページ 11 番保見町の案件までの 5 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 22 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について」、1 番小畑町の案件と、2 番富岡町の案件の 2 件について、2 アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 23 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」、9 番花園町の分譲宅地の案件から、24 ページ 13 番竹元町の共同住宅の案件までの 5 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 25 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」、18 番緑ヶ丘の自己用住宅の案件から、28 ページ 30 番花園町の駐車場の案件までの 13 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。以上です。

議長 これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後 2 時 35 分）